香川県営業時間短縮協力金(第6次)に関するよくある質問

問1 第6次の協力金の対象となる地域について教えてください。

【回答】第6次の営業時間短縮等の要請では、第5次と同様に対象区域を「<u>高松市内全域</u>」 としており、高松市以外の市町は8月27日(金)から第7次の協力要請の対象となって います。

- ・飲食店を営む店舗の所在地が高松市内である場合は、要請の対象となっているため、 協力金の対象となります。
- ・法人の本社所在地や個人事業主の住所が高松市内であっても、店舗の所在地が高松 市内でない場合は、第6次の要請の対象となっていないため、協力金の対象となり ません。
- ・県内で複数の飲食店を経営されている場合、高松市内に所在する店舗のみが第6次の協力金の支払い対象となります。高松市以外の地域に所在する店舗において8月27日(金)からの協力要請により営業時間の短縮を行った場合は、第6次の協力金の対象ではなく第7次の協力金の対象となりますので、「営業時間短縮協力金(第7次)本申請申請受付要項」をご確認ください

問2 第6次の協力金の対象となる営業時間短縮等の要請内容、期間を教えてください。

【回答】<u>令和3年8月20日(金)午前0時から9月12日(日)午後12時(24時)まで</u>の期間(24日間)を通して、営業時間を<u>午前5時から午後8時まで</u>の時間帯内とし、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行っていないこと。また、飲食を主として業としている店舗にあっては、カラオケ設備の利用を自粛したこと。

(通常の営業時間が午前5時から<u>午後8時まで</u>の時間帯内の場合は営業時間を短縮しないので、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行わなかった場合等であっても対象とはなりません。)

<u>1日でも、営業時間短縮等を含む全ての要請にご協力いただけなかった日</u>があれば、協力金の支払い要件を満たしません。

また、深夜営業をされている店舗について、8月20日(金)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

★ 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」についても、「営業時間の短縮」等に 応じていただくとともに「酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)」 を行わないほか、飲食を主として業としている店舗にあっては、カラオケ設備の 利用を自粛していただく必要があります。

第5次の場合には、「通常営業」又は「営業時間の短縮」のいずれかを選択することを可能としていましたが、要請期間の全てで「営業時間等の短縮」に応じていただく必要があります。

問3 通常の営業時間が午後8時までの飲食店で酒類の提供も行っている。酒類の提供を やめ、通常どおり午後8時まで営業した場合、第6次の営業時間短縮協力金の扱い はどのようになりますか。

【回答】第6次の営業時間短縮等の要請においては、高松市内の飲食店に対し、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行わないよう要請しています。通常午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業している店舗が、要請に応じ、午前5時から午後8時までに営業時間を短縮いただくことで協力金の支払い対象となりますが、その際には、「酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)」を行わないほか、飲食を主として業としている店舗にあっては、カラオケ設備の利用を自粛していただく必要があります。

今回の場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)をやめたとしても、通常の営業時間が午後8時を超えておらず、営業時間の短縮を行っていないため協力金の支払い対象とはなりません。

問4 飲食を主として業としている店舗等には「カラオケ設備の利用自粛」が要請されていますが、具体的にはどのような店舗を想定しているのか教えてください。

【回答】

①飲食を主として業としている店舗等で、カラオケ設備を備えている店舗としては、カラオケスナック、カラオケ喫茶等が想定されます。

これらの店舗については、通常、午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業している場合に、要請に応じ、午前5時から午後8時までに営業時間を短縮して、終日「酒類提供 (利用者による酒類の店内持込みを含む。)」を行わないことに加え、カラオケ設備の利用自粛をすることで協力金の支払い対象となります。

②一方、カラオケボックスについては、飲食を主として業としていない店舗であり、高い換気能力を有していることなどから「カラオケ設備の利用自粛」の要請対象となっていません。

これらの店舗については、通常、午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業している場合に、要請に応じ、午前5時から午後8時までに営業時間を短縮して、終日、「酒類提供 (利用者による酒類の店内持込みを含む。)」を行わないことで協力金の支払い対象となります。

問5 これまでの営業時間短縮の要請については、協力できなかったが、8月20日から の営業時間短縮等の要請に応じた場合、営業時間短縮協力金の対象になりますか。

【回答】第1次(4月7日から4月20日まで)、第2次(4月28日から5月11日まで)、 第3次(5月12日から5月31日まで)、第4次(6月1日から6月14日まで)及び第5 次(8月7日から8月19日まで)の営業時間短縮の要請に応じていただけなかった場合 でも、8月20日から9月12日までの営業時間短縮等の要請に応じていただいた場合には、第6次の営業時間短縮協力金の対象となります。(さかのぼって、第1次、第2次、第3次、第4次及び第5次の協力金の対象にはなりません。)

問6 第6次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる店舗や要件は、これまでの協力 金(第1次~第5次)と同じと考えてよいか。

【回答】第6次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる店舗は、次の(1)から(4)までに示すとおりであり、これまでの協力金(第1次~第5次)から変更はありませんが、まん延防止等重点措置の実施区域に追加されたことに伴い、要請の内容が変更となっています。

<u>酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行っていないことに加え、</u> <u>飲食を主として業としている店舗にあっては、カラオケ設備の利用を自粛</u>していただ く必要があります。

協力金の金額も、まん延防止等重点措置の実施区域に追加されたことに伴い変更になります。

第5次までは、中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合、前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり2万5千円から最大7万5千円までとしていたものを、第6次については、1日当たり3万円から最大10万円までに引き上げます。

ただし、大企業の場合や、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合については、1日当たり最大20万円から変更はありません。

なお、第5次協力金では、店舗ごとの協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額をお支払いすることとしていましたが、<u>第6次の協力金では1割加算はありません。</u>

(1) 対象店舗

高松市内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店営業を 行う店舗

ただし、次の(ア)~(オ)の何れかに該当する店舗は支払い対象外となります。

- (ア) 早期支払い分による協力金の支払いを除き、第6次の協力金の支払いは同一店 舗で複数回の申請はできません。
- (イ) 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者に対してのみ飲食を提供して いる店舗
- (ウ) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- (エ)店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行うテイクアウト専門店、キッチンカー
- (オ)性風俗関連特殊営業店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項に規定する店舗)
- (2) 要請内容への対応

- (1) のうち、<u>通常の営業時</u>には、<u>午後8時を過ぎて</u>午前5時までの間に営業している店舗が、<u>要請に応じ</u>、午前5時から<u>午後8時まで</u>の間の営業とし、<u>酒類の提供</u>(利用者の酒類の店内持ち込みを含む)を行わないことが必要(要請に応じて休業した場合も含む。)です。なお、飲食を主として業としている店舗にあっては、カラオケ設備の利用を自粛していただいたことが必要です。
- (3) 対応期間(第6次)

令和3年8月20日(金)午前0時から、9月12日(日)午後12時(24時)まで この期間(24日間)すべての日において、(2)の要請内容に応じたことが必要

(4) 適切な感染防止対策

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン (業種別ガイドライン) 等を遵守いただいたこと

問7 第6次の営業時間短縮協力金の申請(本申請)に必要な書類は、どのようなものですか。

【回答】詳細は、「営業時間短縮協力金(第6次)本申請申請受付要項」にてご確認いただくことになりますが、提出いただく書類は次のとおりです。

なお、 $\frac{\$1次~第5次の協力金申請の際に提出済みの書類と同じものである場合は、</u> ②、③、④、<math>\frac{\$0}{\$0}$ の書類の提出を省略することができます。

また、**⑩**の書類についても、第2次~第5次の協力金の申請の際に提出済みの書類 と同じものである場合には、省略することができます。

<u>これら書類の提出を省略する場合には、香川県営業時間短縮協力金(第6次)本申</u> 請申請書(第1号様式)及びチェックリストの該当欄の□に**√**を付けてください。

< 共通書類 >

- ①香川県営業時間短縮協力金(第6次)本申請 申請書(別紙を含む)
- ② (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し)
- ⑥申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時短営業・酒類の提供 (利用者による酒類の店内持込みを含む。)の自粛・感染防止対策等の事実が確認 できるもの)
- ⑦誓約書
- ⑧ (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書
- < 前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が7万5千円(税抜き)超の場合 >

(上記の①から®までに加え、)

⑨前年又は前々年の8月と9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及び<u>その</u> 売上を申告した確定申告書の写し(時短要請期間方式を選択する場合は、8月20日 から9月12日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告 した確定申告書の写し)

- ⑩上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の 写しで確認できる場合には不要です。)
- < 売上高減少額方式を選択する場合や大企業の場合 >
 - (上記の①から⑩までに加え、)
- ①本年の8月と9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、8月20日から9月12日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
- ②上記期間中の休業日(定休日などの店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の 写しで確認できる場合には不要です。)
- ※上記のほか、売上高の計算に係る計算シートの作成や例外、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類の 提出が必要となります。

問8 第6次の営業時間短縮協力金の支払い額は、どのように計算するのですか。

【回答】第6次の営業時間短縮協力金の支払い額は、第2次から第5次と同様に国の方針を踏まえ、事業規模に応じたものになります。

中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合、前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり3万円から最大10万円までの1日当たりの協力金の額を算出します。

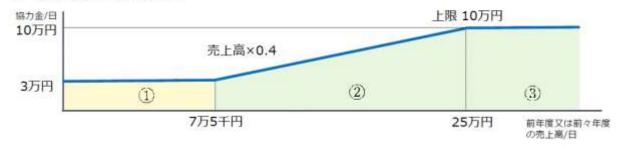
大企業や、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合には、前年 又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき1日当たり最大20万円となります。

店舗ごとの協力金の金額は、1日当たりの協力金の額に、時短要請に応じていただいた 日数を乗じた金額となります。

なお、協力金の金額は、1日当たりの協力金の額×日数で計算しますが、日数には、 定休日や今回の要請前に店休日としていた日は含みません。

- < 1 日当たりの協力金の額算出方法>
- ◆中小企業及び個人事業主
 - ○売上高方式 (売上高に基づいて協力金の額を算定する方式)
 - < 1 日当たりの協力金の額>
 - 下限3万円 ~ 上限10万円

の 売上高方式【中小企業の場合】



- ①1日当たりの飲食業売上高が、7万5千円(消費税を除く)以下の場合
 - ➡ 一律3万円/日 の支払い額
- ②1日当たりの飲食業売上高が、7万5千円(消費税を除く)を超え 25万円(消費税を除く)までの場合
 - ➡ 1日当たりの飲食業売上高 × 0.4 の支払い額 ※千円未満を切り上げ
- ③1日当たりの飲食業売上高が、25万円(消費税を除く)を超える場合
 - → 一律10万円/日 の支払い額

売上高を参照する期間は下記(ア〜エ)から申請者が選択

	売上高を参照する期間				
	選択方式	年	月又は期間		
ア		令和元年	8月及び9月		
1	月単位方式	令和2年			
ウ	味痘亜 建期間七十	令和元年	8月20日~9月12日		
エ	時短要請期間方式	令和2年			

- ◆大企業(中小企業及び個人事業主も選択可)
 - ○売上高減少額方式(売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式)

< 1 日当たりの協力金の額>

(売上高を参照する期間 (A) の1日当たり飲食業の売上高

- <u>要請期間(B)の1日当たり飲食業の売上高)</u> × <u>0.4</u> ※<u>千円未満を切り上げ</u>

ただし、1日当たりの上限額 20万円

「売上高を参照する期間 (A)」と「要請期間 (B)」の組み合わせは、次の(1)~(4)のいずれかとなります。

	選択方式	売上高を参照する期間(A)	要請期間(B)
1		令和2年8月及び9月	令和3年8月及び9月
2	月単位方式	令和元年8月及び9月	
3	味何那 建期期十十	令和2年8月20日から9月12日まで	令和3年 8月20日から9月12日
4	時短要請期間方式	令和元年8月20日から9月12日まで	

- ※ 要請の対象となる複数の飲食店を営業している場合には、要請に応じた複数の店舗について合計した額が事業者全体の支払い額となります。
- ※ 早期支払い分の協力金の支払いを受けた場合は、事業者全体の支払い額から、早期 支払い分の額を差し引いた額をお支払いします。事業者全体の支払い額が、早期支 払い分の協力金額(1店舗あたり36万円)を下回ったことが判明した場合は、早期

- 問9 協力金の額を計算する際に参照する「1日当たりの売上高」は、どのように計算するのですか。
- 【回答】「1日当たりの飲食業売上高」を店舗ごとに計算する方法は、申請者が次の計算方法のうちから選択します。
- ①月単位方式
- ・前年(令和2年)又は前々年(令和元年)の<u>8月と9月</u>の飲食業売上高により算出 (計算式)
- 1日当たりの飲食業売上高 = 8月と9月の飲食業売上高 ÷ 営業日数(※1)
 - (※1) 8月と9月の61日間のうち、休業日(定休日や不定休による店休日)を除いた日数

②時短要請期間方式

・前年(令和2年)又は前々年(令和元年)の 要請期間と同日付けの期間(8月20日から9月12日までの24日間)における 飲食業売上高により算出

(計算式)

1日当たりの飲食業売上高 =

8月20日から9月12日までの飲食業売上高 ÷ 営業日数(※2)

- (※2) 8月20日から9月12日までの24日間のうち休業日(定休日や不定休による店休日)を除いた日数
- 問10 開店後1年未満であり、協力金算出の根拠となる、前年又は前々年の売上実績がない場合でも協力金は支払われますか。その場合、どのように計算すればよいですか。
- 【回答】時短要請期間の開始日(8月20日)より前に1日以上の営業期間があった店舗は協力金の対象となります。新規開店の場合の特例として、開店1年未満で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合は、次の方法で1日当たりの売上高を計算します。

(計算式)

- 1日当たりの飲食業売上高 = 開店の日から要請期間の開始日の前日
- <u> (8月19日)までの期間の飲食業売上高の合計 ÷ 同期間の営業日数(※3)</u>
- (※3) 開店の日から8月19日までの日数のうち、休業日(定休日や不定休による店休日)を除いた日数
- 問11 確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合でも協力金の申請はできますか。
- 【回答】確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、収支内訳書に代えて、確定申告

書と同期間の収入等の状況が分かる資料(確定申告書の収入金額等の事業収入(営業等)欄に記載の金額の状況が分かる資料等)をご提出ください。

問12 営業時間短縮等に協力した事実が確認できれば、書類の不備があっても協力金は 支払われますか。

【回答】書類の不備等がある場合は、協力金事務局から個別に連絡させていただき、 必要書類を確認させていただいたうえで、協力金をお支払いさせていただきます。